

群馬県市町村会館管理組合の執務時間を定める規則

平成元年 4月11日

規則 第 1 号

改正 平成 4年 7月22日規則第3号
平成 5年 6月 8日規則第1号
平成19年 3月 8日規則第1号
平成21年 3月26日規則第3号

群馬県市町村会館管理組合の執務時間は、群馬県市町村会館管理組合の休日を定める規則（平成元年群馬県自治会館管理組合条例第二号）第一条第一項に規定する群馬県市町村会館管理組合の休日以外の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

附則

この規則は、平成 元年5月1日から施行する。

附則（平成 4年7月22日規則第3号）

この規則は、平成 4年8月1日から施行する。

附則（平成 5年6月8日規則第1号）

この規則は、平成 5年6月8日から施行する。

附則（平成19年3月8日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月26日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。